

※前回の審議会で方向性をお示しした事項は除く

○は審議会での対応

→は審議会後の対応

主な意見	対応
母子手帳の交付を受けず出産し、出生届を出した場合、サポートから外れるのでしょうか。	(○審議会中には、事務局より回答なし。) ○サポートについては、確認します。 →草津保健所の連携体制のもと、ハイリスク妊産婦・新生児への支援を行っています。 具体的な体制としては、周産期医療機関(産科医院)において、児童虐待の未然防止の視点も含めた身体的・精神的・社会的にリスクの高い妊産婦・新生児を把握した場合は、本人の同意のもと、市の子育て支援担当課に依頼があり、訪問指導を行います。 また、市の子育て支援担当課において、母子手帳発行時等に、ハイリスク等の妊婦を把握した場合は、本人の同意のもと、医療機関に情報提供を行います。 同意が得られなかった場合などは、関係機関が協働してフォローに入る体制をとっています。